

ガス燃料船のドリップトレイに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 GF 編

改正事項

ガス燃料船のドリップトレイに関する事項

改正理由

ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則 (IGF コード) では、液化ガス燃料貯蔵タンクを開放甲板上に配置する場合には、タンク接続部等からの漏洩から船舶の鋼材を保護するためにドリップトレイを設置するよう規定している。

一方、同コードでは、液化ガス燃料貯蔵タンクを甲板下に配置しタンク接続部を開放甲板上に配置する場合や、当該タンク及びタンク接続部を甲板下に配置する場合の鋼材の保護方法については具体的に規定されていない。このため IACS は、これらの場合の鋼材の保護方法を明確にする IACS 統一解釈 GF2 を新たに制定した。

このため、IACS 統一解釈 GF2 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 液化ガス燃料貯蔵タンクを開放甲板上に配置する場合には、ドリップトレイを備えるよう規定した。
- (2) 液化ガス燃料貯蔵タンクを開放甲板下に配置し、タンク接続部を開放甲板上に配置する場合には、ドリップトレイを備えるよう規定した。
- (3) 液化ガス燃料貯蔵タンク及びタンク接続部を甲板下に配置する場合には、すべてのタンク接続部をタンクコネクションスペース内に配置するよう規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 GF 編 GF6.3.1